

株式会社 S K I Y A K I 定款

平成24年2月9日	変	更
平成25年1月1日	変	更
平成25年3月29日	変	更
平成25年4月1日	変	更
平成26年4月25日	変	更
平成26年10月1日	変	更
平成27年4月24日	変	更
平成28年4月28日	変	更
平成29年2月1日	変	更
平成29年6月1日	変	更
平成29年9月1日	変	更
平成30年8月1日	変	更
令和3年4月27日	変	更
令和4年4月26日	変	更
令和5年3月2日	変	更
令和6年1月26日	変	更

定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社SK I YAK I と称し、英文表示はSK I YAK I I n c. とする。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業務
- (2) パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売
- (3) コンピュータソフトウェア及びデジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画等）の企画、開発、製作、販売、輸出入及び調査、コンサルタント業務
- (4) コンピュータシステムの企画、開発、販売、調査、データ処理、保守管理、事務処理の受託、及びそれらに関するコンサルタント業務
- (5) 自社の運営するウェブサイト等で集めた会員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋
- (6) インターネット、情報ネットワークで取引及び決済、認証するサービスの提供
- (7) インターネットでの商品売買代金の決済業務及びその代行
- (8) インターネットを利用した決済処理に関する業務の受託及びその代行
- (9) 音楽著作物の管理及び利用の開発
- (10) 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的所有権の取得、譲渡、使用許諾及び管理業務
- (11) 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
- (12) キャラクターグッズの企画及び販売
- (13) 酒類、食料品、米穀類、医薬品、化粧品、日用雑貨品の卸売及び通信販売を含む小売業
- (14) 酒類、アルコール、各種飲料水、農畜産加工・冷凍食品等の加工製造販売業

- (15) 前2号に掲げる商品の輸出入業、代理業及び仲立業
- (16) 労働者派遣事業及び労働者紹介事業
- (17) 映画、音楽、美術、情報及びスポーツその他のイベントの企画、制作、興行並びにその販売
- (18) 各種情報の収集処理並びに提供に関する事業
- (19) 経営コンサルタント業務
- (20) 商品市場の開発のためのコンサルタント業務
- (21) 国際間の情報交換によるビジネスコンサルタント業務
- (22) ディスコ・ライブハウスの経営並びに経営コンサルタント業務
- (23) 映像・音声のソフトウェア（フィルム、ディスク及びテープ）の企画、制作、製造、販売、賃貸、輸出入及び卸業務並びに放送、上映、配給並びにこれらの仲介、代理
- (24) コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・制作
- (25) プロモーションビデオ等の映像の企画、制作並びに販売
- (26) ポスター、カレンダー、パンフレット等の印刷物の企画、制作、製造及び販売
- (27) 書籍、雑誌、楽譜、電子出版物等の企画、編集、制作、出版及び販売
- (28) テレビ・ラジオ番組、衛星放送、有線放送、インターネット及び映画の企画、制作、運営並びにこれらの請負
- (29) コンピュータ、通信機器、オーディオビジュアル及びその関連機器の企画、開発、調査、コンサルティング、販売、斡旋、保守
- (30) 事業間の商品流通促進のためのコンピュータによる仲介及び卸売業務
- (31) 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、スポーツ等のインストラクター、音声・映像技術者の育成及びマネジメント
- (32) 作詞、作曲、歌唱、演奏、音声・映像等に関する音楽教室の経営
- (33) 旅行業法に基づく旅行業
- (34) 広告代理店業務及び広告の企画、制作
- (35) 古物商
- (36) 上記各号の各事業を営む企業に対する投資
- (37) 上記各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関構成)

当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

- 1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、3670万株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第10条 (株式取扱規則)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則に

よる。

第3章 株主総会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第12条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第13条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第14条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

1. 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主もしくはその法定代理人、又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第16条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員であるものは除く。）は、3名以上とする。
2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、3名以上とする。

第18条（取締役の選任の方法）

1. 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第19条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中

から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役を社長とする。
3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第21条（業務執行）

1. 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
2. 社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定められた順序により、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）が社長の業務を代行する。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。
2. 社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集手続）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が、取締役が提案した決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（重要な業務執行の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第30条（取締役の責任免除）

1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 執行役員

第31条（執行役員）

1. 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。
2. 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員規程に基づくものとする。

第6章 監査等委員会

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 3 3 条 （監査等委員会の招集手続）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

第 3 4 条 （監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。

第 3 5 条 （監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 3 6 条 （監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 7 章 会計監査人

第 3 7 条 （会計監査人の選任の方法）

当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 3 8 条 （会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 3 9 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

第 4 0 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 3 1 日までとする。

第 4 1 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第 4 2 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 3 1 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 7 月 3 1 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 4 3 条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、平成28年4月開催の第13期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 平成28年4月開催の第13期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。